

議員提出議案第 2 号

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 22 日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲 也

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 中 平 裕 二

賛成者 長門市議会議員 早 川 文 乃

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

長門市議会委員会条例（平成 17 年長門市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第 2 条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>総務産業委員会</u> 9 人 企画総務部、<u>経済観光部</u>、<u>建設部</u>、会計課、消防本部、選挙管理委員会、<u>監査委員及び農業委員会</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3) <u>文教厚生委員会</u> 9 人 <u>市民生活部</u>、<u>健康福祉部</u>、<u>教育委員会</u>及び<u>上下水道局</u>の所管に属する事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(4) <u>広報広聴委員会</u> 6 人</p>	<p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第 2 条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>総務民生委員会</u> 9 人 企画総務部、<u>市民生活部</u>、<u>健康福祉部</u>、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び<u>監査委員</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3) <u>文教産業委員会</u> 9 人 <u>教育委員会</u>、<u>経済観光部</u>、<u>建設部</u>、<u>上下水道局</u>及び<u>農業委員会</u>の所管に属する事項（予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(新設)</p>

<u>議会だより、議会報告会その他 広報広聴に関する事項</u>	3 (略)
--------------------------------------	-------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日以降最初に行われる長門市議会委員会委員の任期満了に伴う委員の改選による選任の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長門市議会委員会条例第2条第2項に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の長門市議会委員会条例第2条第2項に規定する常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

議員提出議案第2号

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

理 由 書

この議案は、市民の負託に応えるべく、さらなる常任委員会の充実強化に向け、長門市議会委員会条例の第2条第2項に定める「常任委員会の名称、委員の定数及びその所管」について、所要の改正を行うものである。